

# 高所作業車の運転業務(10m未満)特別教育 案内書

## 法律根拠

- 労働安全衛生法第59条の規定により、事業者は、作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。
- 当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

## 対象者等

高所作業車運転とは、「2m以上の高さに上昇できる作業床（作業員が作業時に乗る場所）を持ち、昇降装置、走行装置等で構成されており、作業床の上昇、下降などに人力以外の動力を使用し、不特定の場所に自走できるもの。」とされています。具体的にはバケット車、スカイマスター、橋梁点検車等が挙げられます。

尚、作業床高さが10メートル以上の場合は高所作業車運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができると定められています。



## 受講資格

- 特になし

## 受講科目・講習時間

**学科講習**：高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識(3H)、原動機に関する知識(1H)、高所作業車運転に必要な一般的事項に関する知識(1H)、関係法令(1H)

**実技講習**：高所作業車の作業のための装置の操作(3H)

## 受講料金

… 令和7年2月1日現在

一般：受講料15,400円、テキスト代1,551円、合計16,951円

会員：受講料12,100円、テキスト代1,551円、合計13,651円

## その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。